# 八郎潟町の給与・定員管理等について

## 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区	分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
		(29年1月1日)	A		В	B/A	27年度の人件費率
28	年度	人	千円	千円	千円	%	%
		6,114	3,107,608	207,731	342,015	11.0	11.4

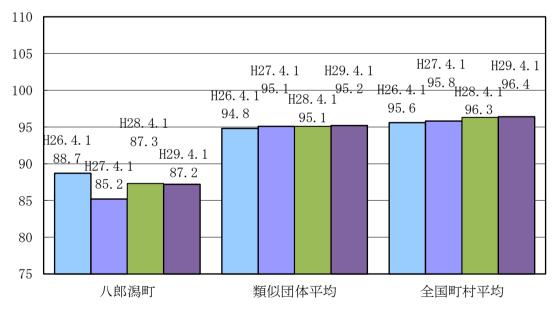
#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給		費	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
28年度	人	千円	千円	千円	千円
	54	180,476	23,827	64,637	268,940

一人当たり	(参考)都道府県平均			
給与費 B/A	一人当たり給与費			
千円	千円			
4,980	7,171			

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数に は当該職員を含んでいない。

# (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※29年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合 ③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

① ② ③該当た1

- (4) 給与改定の状況 ※当町には人事委員会がありませんので、勧告はありません。
- (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引き下げ及び地域手当の支給割合の見直 し等に

取り組むこととされている。

① 給料表の見直し 実施

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合はその理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年3月1日

(内容)一般行政職の給料表については、秋田県人事委員会勧告及び他町村との均衡を踏まえて改定を実施。激変緩和のため、3年間(平成31年2月28日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

(6) 特記事項

なし

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(29年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
八郎潟町	41.3 歳	288,006 円	344,408 円	310,694 円	
秋田県	42.8 歳	332,000 円	398,614 円	364, 349 円	
玉	43.6 歳	330, 531 円	- 円	410,719 円	
類似団体	41.3 歳	292, 761 円	336, 436 円	318,754 円	

②技能労務職 ※当町において、平成29年4月1日現在、該当者はなし。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手 当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で再計算したものである。

#### (2)職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区	分	八郎潟町	秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,643 円	179,643 円	178, 200 円
	高 校 卒	147, 283 円	147, 283 円	146,100 円

<sup>(</sup>注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前) である。

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

区		分		経験年数10~1	5年	経験年数20~	~25年	経験年数25~3	0年	経験年数30~3	5年
一般行政職	大	学	卒	_	円	325, 918	円	_	円	_	円
	高	校	卒	259, 283	円	323, 263	円	357, 161	円	384, 225	円

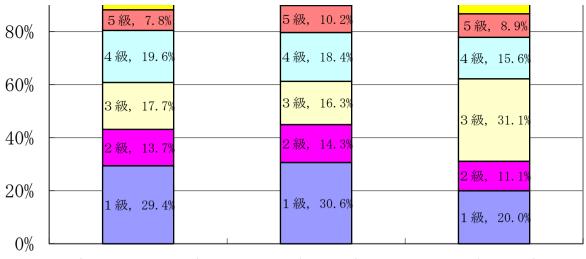
# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(29年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6	級	課長	6	% 11. 8	円 320, 273	円 412, 716
5	級	課長	人	%	円	円
			4	7.8	289, 425	395, 376 円
4	級	課 長 補 佐	10	19. 6	263, 214	383, 279
3	級	係 長	人	%	円	円
	////	ν χ	9	17. 7	229, 745	352, 028
2	級	主 任	人	%	円	円
	лух	土	7	13. 7	193, 252	305, 857
1	<b>⊻π</b> .	主事	人	%	円	円
1	1 級	土	15	29. 4	142, 746	248, 597

- (注) 1 八郎潟町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

6級, 11.8% 6級, 10.2% 6級, 13.3%



平成29年の構成比 1年前の構成比

5年前の構成比

(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

# (2) 昇給への勤務成績の反映状況

八郎潟町一般職の初任給、昇給、昇格等に関する規則に基づき、毎年1月1日を昇給日とし、昇給日前1年間 における職員の勤務成績に応じて昇給の判定を行っている。

#### 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当・勤勉手当

八郎潟町	秋 田 県	田			
1人当たり平均支給額(28年度)	1人当たり平均支給額(28年度)				
1,196 千円	1,659 千円	_			
(28年度支給割合)	(28年度支給割合)	(28年度支給割合)			
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当			
2.60 月分 1.50 月分	2.50 月分 1.60 月分	2.60 月分 1.70 月分			
( 1.45 ) 月分 ( 0.70 ) 月分	( 1.40 ) 月分 ( 0.75 ) 月分	( 1.45 ) 月分 ( 0.80 ) 月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%~15%	・職務加算 5%~20%	・役職加算 5 %~2 0 %			
	・管理職加算 15%~25%	<ul><li>管理職加算 10%~25%</li></ul>			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】勤務手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

毎年、6月1日及び12月1日の基準日に在職する職員に対し、基準日6ヵ月以内の期間における職員の勤務状況 等に基づき支給している。

# (2) 退職手当(29年4月1日現在)

	八郎潟町		围				
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年		
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分		
勤続25年	29.145 月分	34.583 月分	勤続25年	29.145 月分	34.583 月分		
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分		
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職	特例	その他の加算措置	定年前早期退職	特例		
	$(2\% \sim 45$	%加算 )		$(2\% \sim 45$	%加算 )		

- (3) 地域手当 ※当町において、平成29年4月1日現在、地域手当の支給実績はなし。
- (4) 特殊勤務手当(29年4月1日現在) ※当町において、特殊勤務手当はなし。

#### (5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	2	8	年	度	決	算	)	9,540 千円
職員	1人	当た	り平	均	支	給年	額	(28	年	度 決	算)	176 千円
支	給	実	績	(	2	7	年	度	決	質	)	5,051 千円
							•	~ •	<i>V</i> \	<del></del>	/	3,031   1

# (6) その他の手当(29年4月1日現在)

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり	
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(28年度決算)	平均支給年額	
					(28年度決算)	
	・配偶者 10,000	円				
扶養手当	・子 8,000	円				
	<ul><li>その他</li><li>6,500</li></ul>	円同	無	5,457 千円	101,055 円	
	・配偶者なし 9,000	円				
	・特定期間加算 5,000	円				
	・借家、借間					
住居手当	支給限度額 27,000	円同	無	1,630 千円	30, 185 円	
任冶子目	・自宅	l <sub>H</sub> 1	***	1,030	30, 165	
	・交通機関等の利用					
<b>海勘</b> 毛੫	支給限度額 55,000	円同	<del>/III:</del>	1 /122	96 537 田	

<b>四刻</b> 丁曰	・自動車等の使用	l⊷ı	200	1, 100	111	20,001	1
	支給限度額 24,500円						
管理職手当	・行政職給料表5級以上 の職員等に支給	異	率	1, 434	千円	26, 555 円	円
	課長職						
	支給額 12,000円						
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務の区分により支給	同	無	991	千円	18,351 円	円
	4, 200円						_
寒冷地手当	・世帯等の区分により1 1月~3月に支給 1)世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2)その他の職員7,360円		無	3, 330	千円	61,666 P	円

# 5 特別職の報酬等の状況(29年4月1日現在)

	区	Ś	分	給 料		月		額		等
						(参考)	類似団	本におり	ける最高/最	低額
給	町		長	630, 000	円	8	50,000	円/	350, 000	円
				(	円)					
料	副	町	長	503, 000	円	7	10,000	円/	461,000	円
				(	円)					
	議		長	210,000	円	30	60,000	円/	205, 000	円
報				(	円)					
ヤ区	副	議	長	194, 000	円	33	20,000	円/	175, 000	円
酬				(	円)					
	議		員	186, 000	円	30	00,000	円/	155, 000	円
				(	円)					
	町		長	(28年度支給割合)						
期	副	町	長		2.60	月分				
末手	議		長	(28年度支給割合)						
当	副	議	長		2.60	月分				
	議		員							
) B				(算定方式)		(1期)	の手当額	頁)	(支給師	寺期)
退職	町		長	630,000×在職月数×0.47		1, 421	万円		任期往	華
手当	副	町	長	503,000×在職月数×0.28		676	万円		任期籍	華

	備		考	
通勤手当	町副	町	長長	(内容及び支給) 副町長については一般職の職員の例により支給
寒冷地手当	町副	町	長長	(内容及び支給) 一般職の職員の例により支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

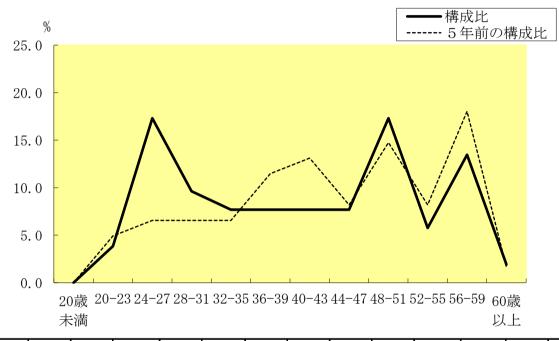
(各年4月1日現在)

分		▼ 職 員		数数	対前年	主 な 増 減 理 由
立の	BB		平成28年	平成29年	増減数	土。は、頃(庾)垤 田
		議会	1	1	0	
		総務企画	16	16	0	
		税務	4	4	0	
		民 生	4	5	1	組織改革に伴う異動による職員増
	一般行	衛生	5	5	0	
	政	農林	6	6	0	
普	部門	商工	1	1	0	
普通会計	1 1	土木	4	4	0	
部門		計	41	42	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.23 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.60 人)
		教育部門	13	14	1	組織改革に伴う異動による職員増
		消防部門	0	0		
		小 計	54	56	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 133.91 人)
公堂		水 道	2	2	0	
公営企業等	٦	水道	1	1	0	
等全	Ž	その他	7	7	0	

五計 部 門	/]	``	計		10		10		0	
合		計		[	64 85	[	66 85	]	2	組織改革に伴う異動による職員増

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

# (2)年齢別職員構成の状況(29年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		}	}	>	>	>	>	>	}	}	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
mb 口 业.	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	2	9	5	4	4	4	4	9	3	7	1	52

#### (3)職員数の推移

(単位:人・%)

						十四・ハ	707
年度部門別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	過去5年間 の増減数 (率)
一般行政	36	38	38	40	41	42	6 (16.6%)
教育	12	12	12	13	13	14	2 (16.6%)
消防	_	_					
普通会計計	48	50	50	53	54	56	8 (16.6%)
公営企業等会計計	13	13	11	10	10	10	△3 (△23%)

計	61	63	61	63	64	66	5 (8. 1%)
***							, , , ,

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
  - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

# 7 公営企業職員の状況

#### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	27年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率
284	年度		千円	千円	%	%
		82,876	142,558	11,211	13.5	9.5

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費 千円を含まない。

区分	職員数	給		与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
28年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	2	6,206	786	2,218	9,210	4,605

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 5,698

- (注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。
  - 2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

#### イ 特記事項

特になし

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八郎潟町	36.0 歳	263,114 円	277,313 円
団 体 平 均	41.3 歳	288,006 円	344,408 円
事 業 者	— 歳		- 円

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八郎潟町			八郎潟町(一般行政	職)	
1人当たり平均支給額(28年度)			1人当たり平均支給額(28年度)		
	1,109	千円		1,196	千円
(28年度支給割合)			(28年度支給割合)		

期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分
( 1.45 ) 月分	( 0.70 ) 月分	( 1.45 ) 月分 ( 0.70 ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等に	よる加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
·役職加算 5%~15	5%	·役職加算 5%~15%

- (注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- イ 退職手当(平成28年4月1日現在)・・・一般職職員に同じ
- ウ 地域手当(平成28年4月1日)・・・該当なし
- エ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)・・・当町において、特殊勤務手当はなし

#### 才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	2	8	年	度	決	算	)	330 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額	(28	年 度	決算	章 )	165 千円
支	給	実	績	(	2	7	年	度	決	算	)	337 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額	(27	年 度	決算	章 )	168 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- カ その他の手当(平成28年4月1日現在)・・・一般職に同じ